

2025 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 ワイエスフード株式会社
代表者名 代表取締役社長 高田 十光
 (コード：3358、東証スタンダード)
問合せ先 取締役 西田 直樹
 (TEL. 0947-32-7382)

**会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約の締結、
定款の一部変更（商号及び事業目的等の一部変更）及び
臨時株主総会の開催日時・場所・付議議案に関するお知らせ**

当社は、2025 年 9 月 29 日付「持株会社体制への移行の検討開始に関するお知らせ」において、2026 年 1 月を目途に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

この度、当社は本日開催の臨時取締役会において、当社の 100%子会社との吸収分割契約締結を承認すること（以下、かかる吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件吸収分割」といいます。）を決議いたしましたのでお知らせいたします。また、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を 2026 年 1 月 1 日付（予定）で「トレイルヘッド グローバル ホールディングス株式会社」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく、定款の一部変更（以下、「本件定款変更」といいます。）を行うことも決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件吸収分割及び本件定款変更につきましては、2025 年 12 月 19 日に開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）にて関連する議案の承認が得られることを条件として実施いたします。本臨時株主総会につきましては、2025 年 10 月 15 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 10 月 31 日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨を公表しており、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時・場所及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本件吸収分割は当社の 100%子会社に事業を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景・目的

当社は「九州筑豊ラーメン山小屋」ブランドを中心にラーメン業態を展開してまいりましたが、今後の中長期方針として「多様なジャンルを取り込む総合飲食プラットフォームへの進化」を掲げ、2025 年 6 月に新経営体制をスタートして以降、「焼肉やっば。」（東京都内 3 店舗）、「ROTISSERIE★BLUE」（東京都恵比寿、南仏料理）、「焼肉 BEEFMAN 横浜」といった多様なブランドをグループに迎え入れてきました。

今後も積極的に M&A を推進する中で、一層複雑化する事業運営を最適に遂行する経営体制として、当社は持株会社体制へ移行することとし、以下の実現を目指してまいります。

- 多ブランドの自律性を保ちながら、グループ全体の経営戦略の立案とガバナンスの強化
- 調達・物流・製造（自社本社工場のセントラルキッチン化／OEM 受託、等）の事業横断での再構築
- 国内外での M&A のさらなる加速

2. 本件吸収分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

分割準備会社(承継会社)設立	2025 年 10 月 22 日
本吸収分割契約の承認に係る取締役会決議日(当社)	2025 年 11 月 4 日
本吸収分割契約締結日(当社及び分割準備会社)	2025 年 11 月 4 日
吸収分割契約承認臨時株主総会	2025 年 12 月 19 日(予定)
本件吸収分割の効力発生日(当社及び分割準備会社)	2026 年 1 月 1 日(予定)
商号変更日(当社)	2026 年 1 月 1 日(予定)

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、分割する事業を当社が 100%出資する分割準備会社に承継させ、2026 年 1 月 1 日を目処に持株会社体制へ移行する予定です。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行した新株予約権の取扱いについては、本件吸収分割による変更はありません。
なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割による当社の資本金に増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は当社から、本吸収分割契約の定めに従い、効力発生日における分割事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(ただし、本吸収分割契約において別段の定めがあるものを除きます。)を承継いたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。従いまして、本件吸収分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本件吸収分割の当該会社の概要

	分割会社 (2025 年 6 月 3 日現在)	承継会社 (2025 年 10 月 22 日設立時)
(1) 商号	ワイエスフード株式会社	ワイエスフード株式会社
(2) 所在地	福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山 552 番 8	福岡県田川郡香春町大字鏡山 567 番
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高田 十光	代表取締役社長 高田 十光
(4) 事業内容	筑豊ラーメン直営店等の経営 筑豊ラーメンのフランチャイズブ チェーン加盟店募集及び加盟店の指導業 務	筑豊ラーメン直営店の経営、FC 加 盟店募集および指導 (ただし、本件吸収分割前には事業 を行っておりません。)

	食材・麺類、ソースの製造及び販売 不動産賃貸事業 店舗企画、店舗設計施工 温浴施設運営受託事業	
(5) 資本金	1,460 百万円	50 百万円
(6) 設立年月日	1994 年 5 月	2025 年 10 月
(7) 発行済株式数	32,302,500 株	1,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大株主及び持分比率 (2025 年 9 月 30 日現在)	青柳 和洋 23.52% 須田 忠雄 14.77% Blue Goats Capital(株) 11.82% (株)テクノバンク・サンケン 7.86% 岡三証券(株) 1.89% 緒方 正憲 1.42% (株)老松醤油松岡本家 1.34% 野村證券(株) 1.32% ワイエスフード取引先持株会 1.04% (株)ジー・コミュニケーション 0.93%	ワイエスフード株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2025 年 3 月期)		
(単位：百万円)		
純資産	1,638	50
総資産	2,133	50
一株当たり純資産	50.40	—
売上高	1,460	—
営業利益	25	—
経常利益	34	—
当期純利益	18	—
一株当たり当期純利益 (円)	0.59	—

(注) 1. 持分比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 承継会社は、最終事業年度が存在しないため、その設立日における貸借対照表記載項目のみを表記しております。

4. 分割する事業の概要

(1) 分割する部門の事業内容

外食事業、外販事業及び温浴施設運営受託事業

(2) 分割する部門の経営成績(2025 年 3 月期)

(単位：百万円)

分割事業	分割事業売上高
外食事業	1,282
外販事業	32
温浴施設運営受託事業	110

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2025 年 6 月 30 日)

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	392	流動負債	209
固定資産	41	固定負債	224
合計	433	合計	433

(注)上記金額は、2025 年 6 月 30 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件吸収分割後の当社及び承継会社の状況(2026 年 1 月 1 日(予定))

	分割会社	承継会社
(1) 商号	トレイルヘッド グローバル ホールディングス株式会社 ※2026 年 1 月 1 日付で「ワイエスフード株式会社」から商号変更予定	ワイエスフード株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号 ※2026 年 1 月 1 日付で「福岡県田川郡香春町大字鏡山 552 番 8」から移転予定	福岡県田川郡香春町大字鏡山 567 番
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高田 十光	代表取締役社長 高田 十光
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等 ※2026 年 1 月 1 日付で定款上の目的を変更予定	筑豊ラーメン直営店の経営、FC 加盟店募集および指導
(5) 資本金	1,460 百万円	50 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

6. 今後の見通し

本件吸収分割により事業を承継する承継会社は、当社の完全子会社であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微と考えております。

II. 商号及び定款の変更

1. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、2025 年 12 月 19 日開催予定の本臨時株主総会において定款の一部変更が承認されることを条件として、当社の商号を変更するものであります。

新商号について、創業来の山小屋ブランドのイメージを継承しつつ、多様なジャンルを擁するグローバルな総合飲食プラットフォームを目指すという、当社の経営ビジョンを表現しています。「トレイルヘッド」には登山道の起点という意味がありますが、「冒険や挑戦の始まり」、「高みへと至る多様な道・可能性が広がっている場所」という想いを込めております。

(2) 新商号（英文表記）

トレイルヘッド グローバル ホールディングス株式会社 (Trail Head Global Holdings, Inc.)

(3) 変更予定日

2026 年 1 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、現行定款第1条に定める当社の商号を「トレイルヘッド グローバル ホールディングス株式会社」に変更するとともに、現行定款第2条に定める目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本件定款変更につきましては、2025年12月19日開催予定の本臨時株主総会で本件定款変更に係る議案の承認が得られること及び本件吸収分割の効力発生を条件として、本件吸収分割の効力発生日(2026年1月1日予定)に効力が発生するものとし、また、併せてその旨の附則を新設するものがあります。

(2) 定款変更の内容

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (商号) 当社は、 <u>ワイエスフード株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Y. S. FOOD CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、 <u>トレイルヘッド グローバル ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Trail Head Global Holdings, Inc.</u> と表示する。
第2条 (目的) 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> (1) 飲食店の経営 (2) <u>麺類・ソース・惣菜類の製造および販売</u> (3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務 (4) <u>厨房用機器のリース業</u> (5) 厨房用機器のメンテナンス工事業 (6) <u>経営コンサルタント業</u> (7) <u>労働者派遣事業</u> (8) <u>不動産の売買・賃貸・斡旋・仲介及び管理運営</u> (9) <u>店舗リース・店舗企画・店舗設計並びに店舗施工</u> (10) <u>株式への投資及び運用</u> (11) <u>金融業</u> (12) <u>保険の代理店業</u> (13) <u>遊技場の経営</u> (14) <u>学習塾の経営</u> (15) <u>通信機器・電子部品の輸出入貿易並びに国内販売</u> (16) <u>酒類販売</u> (17) <u>厨房用機器の設計、施工、販売</u> (18) <u>厨房用品の販売</u> (19) <u>食料品、加工食品の卸売および小売業ならびに輸出入業</u> (20) <u>衣料品、雑貨類の販売ならびに輸出入業</u> (21) <u>一般写真および商業写真業</u>	第2条 (目的) 当社は、 <u>持株会社として、次の各号に掲げる事業その他各種事業を行う会社（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。</u> 1 飲食店の経営 2 <u>食品の製造、加工及び販売</u> 3 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務 4 <u>厨房機器・用品の設計、施工、販売、リース業</u> 5 厨房用機器のメンテナンス工事業 ((6)、(7)は削除) ((8)、(9)は項番を12、13に変更) ((10)～(15)は削除) ((16)は項番を10に変更) ((17)、(18)は4に統合し削除) <u>6 食料品、加工食品の卸売及び小売業並びに輸出入業</u> ((20)～(28)は削除)

<u>(22) 写真用品の輸入ならびに販売業</u> <u>(23) 広告デザイン業</u> <u>(24) 広告、宣伝、印刷およびその企画、製作業務ならびにそれらの指導</u> <u>(25) 印刷物加工業</u> <u>(26) 写真スタジオ機器製造・販売業</u> <u>(27) 商業写真業のフランチャイズチェーン店の加盟募集および加盟店の指導業務</u> <u>(28) 切手・印紙類の販売</u> <u>(29) 穀類（米・麦等）、雑穀（ゴマ・大豆・コーヒー豆等）、穀物を原料とする加工食品の製造販売</u> <u>(30) 農林畜産水産物の卸売及び小売業</u> <u>(31) 調味料（ドレッシング類）の製造販売</u> <u>(32) コンピュータシステムによる映像および画像の企画、制作ならびに販売</u> <u>(33) 印刷物の企画、デザイン、編集、制作ならびに販売</u> <u>(34) 出版業、印刷業および広告宣伝代理業</u> <u>(35) グラフィックデザイン、コンピュータグラフィックの企画、立案、制作ならびに販売</u> <u>(36) イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザインおよびクラフトデザインの企画、制作ならびに販売</u> <u>(37) 写真、ビデオ等の映像の企画および撮影ならびに編集</u> <u>(38) 各種の写真撮影・製版、印刷、製本加工</u> <u>(39) 各種出版物の企画制作ならびに販売</u> <u>(40) 執筆業</u> <u>(41) 書籍の企画、編集、出版、販売</u> <u>(42) 各種店舗、建築物および室内空間のデザイン企画、制作ならびにコンサル</u> <u>タント業務</u> <u>(43) 健康食品、サプリメント等の健康及び美容に関する食品の販売、輸出入並びにそれらの仲介</u> <u>(44) 医薬品、医薬部外品、化粧品等の販売、輸出入並びにそれらの仲介</u> <u>(45) 衛生用品、美容機器、健康機器等の健康及び美容に関する物品の販売、輸出入並びにそれらの仲介</u> <u>(46) 健康及び美容関連商品の企画、製造、卸及び販売</u> <u>(47) 輸出入に関するコンサルティング</u> <u>(48) インターネットを利用した通信販売業</u>	<u>7 穀類（米・麦等）、雑穀（ゴマ・大豆・コーヒー豆等）、穀物を原料とする加工食品の製造販売</u> <u>8 農林畜産水産物の卸売及び小売業</u> <u>9 調味料（ドレッシング類）の製造販売</u> （(32) ～ (47) は削除） <u>10 酒類販売</u> <u>11 インターネットを利用した通信販売業</u>
---	---

(49) <u>ネイル及びアロマセラピーに関する商品の販売</u> (50) <u>美容健康食品、美容健康機器及び衛生用品の販売、販売代行並びにそれらに関するコンサルティング</u> (51) <u>ファスティング及び食育に関するプロデュース</u> (52) <u>旅行業法に基づく旅行業</u> (53) <u>旅行業法に基づく旅行業者代理業</u> (54) <u>フィットネスクラブの経営</u> (55) <u>農業</u> (56) <u>国及び地方自治体から委託された公共施設の管理運営受託業務</u> (57) <u>公衆浴場の経営</u> (58) <u>イベントの企画及び実施業務</u> (59) <u>前払式証票の発行業務</u> (60) <u>食品衛生管理に関するコンサルティング事業</u> (61) <u>飲食業、食品製造加工業及び特別養護老人ホーム・病院を含む療養施設等の食品取扱事業者に対する衛生管理システム及びソフトウェアの販売</u> (62) <u>衛生管理に関するシステム、機器、装置及びソフトウェアの販売</u> (63) <u>キャンプ場、釣場、スポーツ施設、遊園地の経営及び企画、コンサルタント業務</u> (64) <u>キャンプ用品、登山用品、カヌー用品、釣具、スポーツ用品、家具、家庭用調理器具、燃焼器具、照明器具、光学機器、鞆等の企画、製造、販売、輸出入及びレンタル業</u> (65) <u>旅館業及び住宅宿泊事業、リゾート施設等の経営及び企画、コンサルタント</u> (66) <u>旅行業及び旅行業者代理店業並びに旅行券、乗車券、宿泊施設、運輸機関の手配、斡旋、販売</u> (67) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>	<u>1 2</u> <u>不動産の売買・賃貸・斡旋・仲介及び管理運営</u> <u>1 3</u> <u>店舗リース・店舗企画・店舗設計並びに店舗施工</u> ((49) ～ (55) は削除) <u>1 4</u> <u>国及び地方自治体から委託された公共施設の管理運営受託業務</u> <u>1 5</u> <u>公衆浴場の経営</u> ((58) ～ (66) は削除) <u>1 6</u> <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
第3条（本店の所在地） 当会社は、本店を福岡県田川郡香春町に置く。	第3条（本店所在地） 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。
第20条 （任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 （任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。</u>
（新設）	<u>第22条 （業務執行）</u> <u>取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取</u>

	<u>取締役副社長および及び専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u> <u>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u>
(附則) (新設) (新設)	<u>(附則)</u> <u>1. 第1条(商号)、第2条(目的)、第3条(本店所在地)及び第20条(任期)の変更並びに第22条(業務執行)の新設は、2026年1月1日に効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 本附則前項の効力発生をもってこれを削除する。</u>

※上記の他、定款変更にあたって表記の整理（「および」を「及び」、「または」を「又は」、「ならびに」を「並びに」に統一）を行っていますが、内容の変更を伴うものではありません。

(3) 本件定款変更の日程

定款変更承認 臨時株主総会	2025 年 12 月 19 日
定款変更の効力発生日	2026 年 1 月 1 日

Ⅲ. 臨時株主総会の開催及び付議議案について

開催日時	2025 年 12 月 19 日（金曜日）10 時
開催場所	福岡県北九州市小倉北区堺町1丁目6-13 パークサイドビル 9階 大会議室
付議議案	第1号議案 吸収分割契約承認の件 第2号議案 定款一部変更の件